

建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について

建築物飲料水貯水槽清掃業

○受水槽、高置水槽等建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業

1 建築物飲料水貯水槽清掃業の登録基準

(1) 次の機械器具を有すること。

- ア 揚水ポンプ
- イ 高圧洗浄機
- ウ 残水処理機
- エ 換気ファン
- オ 防水型照明器具
- カ 色度計、濁度計及び残留塩素測定器

(2) (1) の機械器具を適切に保管することのできる専用の保管庫を有すること。

(3) (1) の機械器具は、飲料水の貯水槽の清掃に専用のものであること。

(4) 飲料水の貯水槽の清掃作業の監督を行う者が、次のいずれかに該当するものであること。

- ア 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う貯水槽の清掃作業の監督を行う者のための講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しない者
- イ アの講習の課程を修了した者であって、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う貯水槽の清掃作業の監督を行う者のための再講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しないもの
- ウ ア又はイに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(5) 飲料水の貯水槽の清掃作業に従事する者が次の要件に該当する研修を修了したものであること。

- ア 貯水槽の清掃作業に従事する者のすべてが受講できるものであること。
- イ 登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となって定期的に行われるものであること。
- ウ その内容が、貯水槽の掃除方法、塗装方法及び消毒方法並びに貯水槽の清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。
- エ その指導に当たる者が、ウの内容を指導するのに適当と認められる者であること。

(6) 飲料水の貯水槽の清掃作業及び飲料水の貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、★厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。

厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修の登録基準は、次に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。

- 1 定期的に行われるものであること。
- 2 研修の内容が、貯水槽の清掃方法、塗装方法及び消毒方法並びに貯水槽の清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。
- 3 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識経験を有する者が2の内容を教授するものであること。
 - (1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において建築物の環境衛生に関する科目を担当する教授、助教授若しくは講師の職にある者又はこれらの職にあった者
 - (2) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において正規の課程を修めて卒業した者で、その後10年以上建築物の環境衛生上の維持管理に関する実務に従事した経験を有するもの

ア 機械器具の専用の保管庫とは、基本的には以下の要件を満たしている保管庫をいうものであること。また、貯水槽清掃作業に用いる塩素剤等についても、これに準じて適切に保管すること。

- 1) 機械器具に雨水等がかかるおそれのない構造であること。
- 2) 機械器具を置く棚、箱などは水切り、水抜きが簡単にでき、水が溜まらない構造であること。
- 3) 機械器具を保管するのに適切な規模であること。
- 4) 他の用途に用いる機械器具類も併せて保管している倉庫の一部が保管庫となっているような場合には、貯水槽清掃作業に用いる機械器具を保管する場所が独立して設けられており、他のものを誤用するおそれがないようになっていること。
- 5) 保管庫は施錠でき、みだりに機械器具を持ち出せないようになっていること。

イ 原則として自動車を保管庫とすることはできないが、作業件数がきわめて多く、その都度機械器具の積み降ろしをすることが繁雑な場合には、次の要件を満たしている場合に限る。

- 1) アの1) から3) までの掲げる要件を満たしていること。
- 2) 自動車は貯水槽清掃作業専用であって、他の用途には用いないこと。
- 3) 自動車を適切に保管できる車庫を有すること。
- 4) 冬季等長期にわたって作業のない時期に機械器具を自動車から降ろす場合には、別途専用の保管場所が用意されていること。

厚生労働大臣の登録を受けた者が行う貯水槽の清掃作業の監督を行う者のための講習の受講資格は、次のいずれかに該当するものであること。

- 1 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)に基づく中等学校を卒業した後、2年以上建築物の貯水槽の清掃に関する実務に従事した経験を有する者
- 2 5年以上建築物の貯水槽の清掃に関する実務に従事した経験を有する者
- 3 1と同等以上の学歴及び実務の経験を有すると認められる者

「同等以上の知識及び技能を有すると認められる者」とは、建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者をいう。ただし、登録の有効期間経過後、引き続きその者を貯水槽の清掃作業の監督を行う者として再登録を受けようとする場合には、その者が左記1(4)イの再講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しないものでなければならないこと。

従事者の研修については、原則として作業に従事する者の全員が1年に1回以上研修を受ける体制を事業者がとっていることが必要である。また、研修の時間については、研修の内容が従事者に十分理解される程度の時間が必要である。さらに、研修の内容は最新の知見を踏まえるとともに、受講者の技能の程度に応じたものとするのが望ましい。

なお、作業に従事する者全員を一度に研修することが事実上困難を伴う場合は、これを何回かに分けて行うことも可能である。

2 申請の手続き

(1) 登録申請書（様式第1）

登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
- イ 登録に係る営業所の名称及び所在地並びに責任者の氏名
- ウ 登録を受けようとする事業の区分

営業所の所在地が名古屋市内の者は保健医療局生活衛生部生活衛生課、その他の者は、営業所の所在地を管轄する保健所

(2) 添付書類

建築物飲料水貯水槽清掃業について登録を受けようとする場合には、(1)の申請書に次の書類を添付しなければならない。

- ア 機械器具の概要を記載した書面（様式第2）
- イ 機械器具の保管庫の設置場所及び構造並びに機械器具の保管状態を明らかにする図面（様式第6）
- ウ 貯水槽清掃作業監督者の氏名を記載した書面及びその者が規則第28条第4号に規定する者であること（貯水槽清掃作業監督者の資格を有すること）を証する書類（様式第3）
- エ 貯水槽清掃作業従事者の研修の実施状況を記載した書面（様式第4）
- オ 貯水槽清掃作業及び貯水槽清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面（様式5-1、5-2）
- カ 再登録の場合は、登録証明書の写し

資格の種類	提出する書類
○貯水槽清掃作業監督者講習会修了者	○貯水槽清掃作業監督者講習会修了証書の写し（再講習会の修了者は、再講習会修了証書の写し）
○建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者	○建築物環境衛生管理技術者免状の写し（再登録の際は、貯水槽清掃作業監督者再講習会修了証書の写し）

3 手数料

35,000円

本書面は、初めて登録しようとする場合には、過去1年間の実績及び今後1年間の計画について、2回目以降の登録の場合には、過去6年間の実績及び今後1年間の計画について記入するものであること。

★ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）第28条第6号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、同号に規定する方法が次のいずれにも該当することとする。

- 1 受水槽の清掃を行った後、高置水槽、圧力水槽等の清掃を行うこと。
- 2 貯水槽（貯湯槽を含む。以下同じ。）内の沈でん物質及び浮遊物質並びに壁面等に付着した物質を洗浄等により除去し、洗浄を行った場合は、用いた水を完全に排除するとともに、貯水槽周辺の清掃を行うこと。
- 3 貯水槽の清掃終了後、塩素剤を用いて2回以上貯水槽内の消毒を行い、消毒終了後は、消毒に用いた塩素剤を完全に排除するとともに、貯水槽内に立ち入らないこと。
- 4 貯水槽の水張り終了後、給水栓及び貯水槽内における水について、次の表の左欄に掲げる事項について検査を行い、当該各号の右欄に掲げる基準を満たしていることを確認すること。基準を満たしていない場合は、その原因を調査し、必要な措置を講ずること。

1	残留塩素の含有率	遊離残留塩素の場合は百万分の0.2以上。結合残留塩素の場合は百万分の1.5以上。
2	色度	5度以下であること。
3	濁度	2度以下であること。
4	臭気	異常でないこと。
5	味	異常でないこと。

- 5 貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。
- 6 貯水槽の清掃作業及び貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ委託を受ける者の氏名（法人にあっては、名称）、委託する業務の範囲及び業務を委託する期間を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が1から5までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。
- 7 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの貯水槽の清掃作業及び貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面には、次の事項を記入するものであること。

- 1) 作業班の編成
- 2) 作業班ごとの監督者の氏名
- 3) 使用する機械器具
- 4) 作業手順
- 5) 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法
- 6) 苦情及び緊急の連絡に対する体制

なお、4)の作業手順については、下記の内容を含むものとする。

- 1) 作業工程（貯水槽清掃後における貯水槽の水等の検査方法に関する事項を含む。）
- 2) 使用する塩素剤の名称及び使用方法
- 3) 機械器具の洗浄、作業衣等の消毒の方法
- 4) 機械器具等の点検の方法
- 5) 保管庫の管理責任者の氏名
- 6) 従事者の検便等の時期及び検査機関
- 7) 作業報告作成の手順